

阿知須町民憲章

- 一、勤労を尊び、奉仕の精神で励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康で明るいくらしを築きます。
- 一、生涯を通して学び、うるおいのある生活を求めます。
- 一、きまりを守り、温かい心のふれあいを広げます。
- 一、伝統と自然を大切に、住みよいまちをつくります。

昭和62年

10/5

№.430

山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番(代) 754-12

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行

昭和62年県民大学講座 婦人問題研究講座



▲講師は県を代表する専門家
(第二回講座より)



▲熱心に受講する婦人(第一回講座より)

講座日程表

日	月日	テーマ	内容	講師
3	10月8日(木)	地域振興(のびゆく町)と婦人のかかわり	テクノ計画等阿知須町と地域の発展がどうかわるか	山口大学経済学部 教授 安部 一成
4	10月27日(火)	地域と美しい人生	中身の役割	サビエル高校 校長 漆原 多美恵
5	11月13日(金)	21世紀に向けての展望	シムウ(今)とアキエ(後)の阿知須をどう考えるか	県担当課長 町企画課長ほか

飛び入りの受講も大歓迎。直接、会場の町公民館へお越しください。

婦人の社会参加や婦人の地位向上を生涯教育推進の一環としてとらえ、婦人問題等について研究を進めて行こうとする「県民大学講座・婦人問題研究講座」が七月から町公民館で開かれています。

この講座は県教委、(財)県教育財団、県生涯教育センター

講座は全部で五回。あと三回残っていますが、受講者には修了証書を出すことになっており、それを手にした約百人の町内婦人が各方面で活躍すれば、すばらしいまちづくりへとつながっていくことでしょう。

婦人100人が熱心に受講
本町で「県民大学講座」開講中

県婦人行動対策会議、阿知須町、阿知須町教委が主催。県内にすむ婦人を対象としていますが、約百人の受講者はほとんどが町内の婦人です。

七月三十一日の開講式後に行われた第一回講座は県女性問題対策審議会の米澤文恵会長の「婦人の現状と今後の課題」。九月三日の第二回講座は山口女子大学の磯野有秀教授の「婦人を取りまく法律」。

両講師とも、町内の婦人の出席状況がよく、熱心に受講するのを高く評価していました。

町職員の4週5休など

第3回定例町議会で可決

第三回定例町議会は九月十四日から二十八日までの十五日間開かれ、町長提出議案九件全部を原案どおり可決、長尾繁氏(宇部市)から出された有料道路買収にかかる請願は不採択となりました。

可決案件の主な内容は次のとおりです。

- 〔町一般職の給与に関する条例の一部改正〕一般職の給料は一級(定型的な業務を行う職務)から七級(困難な業務を行う課長の職務)までに分れています。そのうち四級・五級に主任を加え、係長職(保育所の主任保育母を含む)と同じ扱いに。
- 〔職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正〕四週間のうち一回だけ土曜日の勤務を要しないということとを条例化しました。つまり四週間のうち日曜日、土曜日を合わせて五日の休みに。九月二十七日から施行。
- 〔町立保育所条例の一部改正〕砂郷保育所の所在地番が現地と違っていたので、「三二二五七番地の三四」に改める。
- 〔町同和地区住宅資金貸付条例の一部改正〕貸付金利年二パーセントを「年二・八パー

セントに改める。

〔予算関係〕町一般会計は当初予算より六千六百八十三万八千円を追加、十六億五百六十五万七千円に。東条公民館の工事請負費三千百万円や町道東岐波本由良線(赤迫地区)舗装工事千八百七十九万円、児童公園用地買収費(砂郷・飛石地区)千三百三十六万五千円などが大きく占めています。

国民健康保険事業特別会計は高額療養費の不足分千四百万円を財政調整基金から繰入

町長選挙は12月27日投票

町議2人の補欠選も同時に

町選挙管理委員会は来年一月二十三日で三好町長の任期が満了となることから、このほど委員会を開き選挙の日程を決めました。

▽告示 十二月二十二日
▽投票日 十二月二十七日

また、町議会議員定数十八人のうち二人が欠員になっているため、この補欠選挙も同時に行うことになりました。日程は同じです。

なお、町内の定時登録(六

れて調整。総組三億七千八百九十八万七千円に。

老人保健特別会計は省略。

〔昭和六十一年度町水道事業会計決算〕加入者は前年度に比べて五十六戸ふえて千七百六十七戸に。総水量は五十三万一千五百六十五立方メートルで前年比三・五割増。収益収支は一般会計から四千六百六十万円の繰入れがあったことなどから数字の上では三万一千円の黒字。しかし、監査委員の見としては「間もなく企業債の償還が始まり最高時には元利共で年間約三千五百万円に達することを考えておく必要がある」と指摘、建設時の長期借入金返済が六十三年度以降大きく影響することを懸念しています。

くわしくは、三ページのと

年間を通じて夕方5時まで

役場の勤務時間を変更
役場の平日の勤務時間は十月から年間を通じて午前八時半から午後五時までとなり、までは午後四時半で終わっていたが、町職員の四週五休制をと入れ替るのに伴って、冬期も五時までの勤務に変更したものです。

おり。

▽中野新一郎議員の辞任 九月二十八日をもって町議を辞職したい旨の願いが議長に出されこれを承認。

が決つたことから町選管では十一月十八日に立候補予定者のための説明会を開きます。

▽町長選 十一月十八日午前十時から

▽町議選 同日午後一時半から
会場はいずれも町公民館大会議室

なお、説明会への出席は立候補予定者につき三人まで(立候補予定者を含む)でお願いします。

立候補者のための選挙説明会 11月18日

町長選と町議補欠選の日程

警察からのお願い

全国防犯運動にご協力を

昭和五十二年から全国一せいに防犯運動を実施、みなさんのご協力などにより、大きな成果を挙げてきました。しかし、最近の治安情勢は、犯罪の量的増加に加え、ますます悪質巧妙化しています。特に高齢者を対象とした悪質商法が多発の傾向で、少年非行も依然として高い水準となっています。

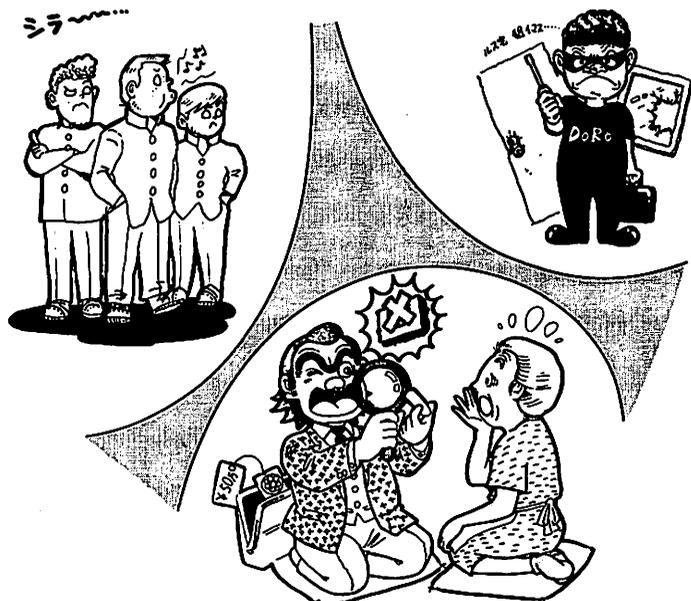
このため今年も十月十一日から二十日までの十日間に

「全国防犯運動」を展開することになりました。

期間中、警察、関係機関、地域などが一体となって、この運動を推し進めるために、みなさんのご協力をよろしくお願いします。

運動の重点

- (1)自動車盗 侵入盗など、盗犯の防止
- (2)悪質商法による被害の防止
- (3)少年非行の防止



昭和61年度水道事業決算報告書

昭和61年度

水道事業 会計の決算

水道事業は昭和五十八年八月から企業会計となりました。五十七年三月末の給水戸数は千七百七十四戸でしたが、

第三回定例町議会で認定された決算状況を地方公営企業法により公表します。

阿知須町長 三好正之

末給水地区の解消のために上水道創設事業を進めた結果、六十一年三月末の給水戸数は千七百六十七戸となりました。

昨年度、配水管布設を浜河内、杖川で行い、事業費は千九百二十四万円でした。収益収支のうち収入の決算額は、給水収益の増加と一般会計補助金の減少によって一億二千四百七十七万六千円で、前年度より二十九万九千円の減少となり、支出の決算額は山口小郡地域広域水道企業団（山口市、阿知須町、小郡町、秋

穂町の一市三町で構成）からの受水費の増加と人件費の減少によって一億二千四百六十七万五千円で、前年度より三十五万円の減少となりました。収支差引きで三万一千円の純利益となりました。資本収支は千二百七十七万五千円の不足を生じたため、過年度分の損益勘定留保資金で補てんしました。

国民年金の保険料は必ず納めよう

わが国に住んでいる二十歳以上六十歳未満の人は、学生など一部の人を除いてすべての人が国民年金に加入しなければなりません。

加入者の種類は
▽第一号被保険者：農業、自営業などの人やその家族
▽第二号被保険者：会社や官庁に勤めている人（厚生年金や共済組合に加入している人）
▽第三号被保険者：第二号被保険者に扶養されている配偶者



①20歳以上60歳未満の自営業者等（第1号被保険者）



②厚生年金及び共済年金の加入者（第2号被保険者）



③厚生年金及び共済年金の加入者の20歳以上60歳未満の扶養配偶者「サラリーマンの奥様」（第3号被保険者）

▽任意加入被保険者：六十歳から六十五歳未満の人、二十歳以上の学生、外国に住んでいる日本人で二十歳から六十五歳未満の人に区分されます。
第一号被保険者は年金保険料を市町村へ納めることとなります。
本町の場合、各地区の年金協力者（集金担当）を通じてか、直接役場の窓口で納めていただいています。
もし、保険料を納められないうと将来、年金が受けられな

くなったりしますので必ず納めるようにしてください。
保険料は来年三月まで毎月七千四百円（付加保険料は四百円を加える）です。
なお、第二号、第三号被保険者の年金保険料は給料から差し引いて納めることになっていますので町へ納める必要はありません。

年金相談所を開設
10月16日、商工会で
町では宇部社会保険事務所
の年金担当官を招いて、年金相談所を次のとおり開きます
年金に関するご相談は、ぜひこの機会をご利用ください。
▽日時 十月十六日（金）午前十時から午後三時まで
▽場所 町商工会

収益的収入及び支出

区 分	子 算 額		決 算 額
	当初予算額	補正後の予算額	
第1款 水道事業収益	131,636,000	123,636,000	124,706,584
第1項 営業収益	75,526,000	75,526,000	79,300,720
第2項 営業外収益	56,105,000	48,105,000	45,398,166
第3項 特別利益	5,000	5,000	7,698

（グラフは各区分の占める割合）
（単位：円）

区 分	子 算 案		決 算 額
	当初予算額	補正後の予算額	
第1款 水道事業費	131,636,000	127,070,000	124,675,133
第1項 営業費用	104,202,000	99,636,000	97,851,427
第2項 営業外費用	27,329,000	27,329,000	26,823,706
第3項 特別損失	5,000	5,000	0
第4項 予備費	100,000	100,000	0

資本的収入及び支出

区 分	子 算 額		決 算 額
	当初予算額	補正後の予算額	
第1款 資本的収入	15,000,000	10,580,000	10,464,000
第1項 企業債	15,000,000	10,000,000	10,000,000
第2項 工事負担金	0	580,000	464,000

企業債
工事負担金

区 分	子 算 額		決 算 額
	当初予算額	補正後の予算額	
第1款 資本的支出	21,737,000	31,737,000	22,638,564
第1項 建設改良費	18,750,000	28,750,000	19,652,300
第2項 企業債償還金	2,987,000	2,987,000	2,986,264

建設改良費
企業債償還金

役場は信

保健衛生課の巻

保健衛生課の国民健康保険係は、国民健康保険や老人医療、福祉医療に関する事務を担当しています。今月号と来月号の二回に分けて、国民健康保険について聞いてみましょう。

——国民健康保険(以下国保)とは

国保とは、会社などのいろいろな健康保険に加入できない人たちが、病気やけがをしたとき、経済的な負担が少しでも軽くてすむように加入者がふだんからお金を出し合い、医療費に充てようという「助け合い」を目的として生まれた制度のことです。

——では、国保は誰が運営し

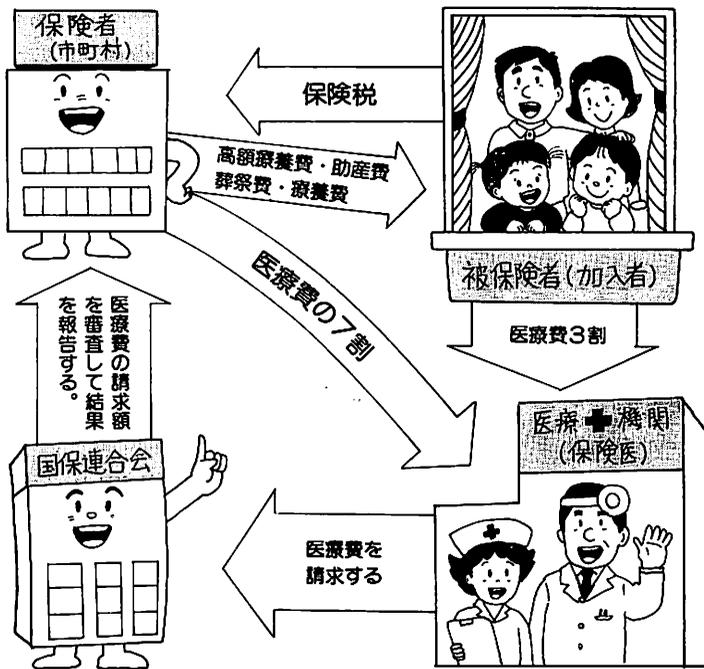
ているのか

国保を運営しているのは(これを保険者といいます)市町村です。つまり、本町の国保の運営(保険者)は「阿知須町」です。

——国保の加入者について、もつとくわしく説明してくれ

国保の加入者のことを被保険者といいます。職場の医療保険(会社員の

国民健康保険のしくみ



健康保険、公務員の共済組合

などに加入している人や生活保護を受けている人以外はみんな国保に加入し、被保険者にならないなりません。本町の場合、今年の八月現在で、国保の加入世帯は約千二百で、被保険者数は約二千八百人です。

——国保のおもな仕事は

被保険者がお医者さんにかかった場合の医療費を負担することです。

国保で診療を受けた場合、か

かった医療費の三割は診療を受けた本人が負担して払い、残り七割は国保が負担しています。そのほかに、お産のあったときの助産費、葬式のあったときの葬祭費も支払っています。

——国保の被保険者はすべて

国保で診療を受けるのか
いいえ、すべて国保で診療を受けるとは限りません。

会社員や公務員などだった

人で、厚生年金や共済組合などから年金の支給を受け、国保に加入している七十歳未満の人とその家族は、国保の被保険者ですが、診療を受ける場合は国保とは別の「退職者医療制度」で診療を受けます。また、国保に加入している七十歳(寝たきりの人は六十五歳)以上のお年寄りは、国保の被保険者ですが、診療を受ける場合は国保とは別の「老人保険制度」で診療を受けます。

——国保への加入方法や手続きは

国保では、加入は「世帯ごと」に行うことになっていますが、被保険者は世帯の一人ひとりです。加入の手続きは世帯主が行います。そして一世帯に一枚の保険証が交付されます。同じ家に住んでいて家計が一緒の人は同じ世帯になります。

——国保の保険税は誰が、いつ納めなければならないのか

国保は世帯単位に加入しますが、保険税もまた世帯単位に計算されます。納税の義務は世帯主にあります。仮りに世帯主が他の健康保険や共済組合などに加入していても、家族の中に国保の被保険者のいるときは、納税の

義務は世帯主にあります。

——国保の被保険者が転入してきたり、転出していく場合の届出方法は、

転出、転入に限らず、被保険者に異動があった場合は、その世帯の世帯主は十四日以内に町へ届け出をしなければならぬことになっています。届け出の内容は、五ページ下段の表のとおり。

——国保が被保険者の医療費を負担するということが、そのお金は

被保険者の医療費は、そのうち三割が受診時の患者の負担金、残りの七割が国の補助金と被保険者が納めた保険税でまかなわれています。とくに保険税はこの制度を維持していくための基本のお金です。保険税を納めないで国保の制度は崩れてしまいます。

——国保の被保険者が転入してきたり、転出していく場合の届出方法は、

義務は世帯主にあります。
 保険税は被保険者となった月から納めなければなりません。

被保険者になった月とは、役場で被保険者の届け出をしたときではありません。国保へ加入する資格の発生したときをいいます。

したがって、届け出が遅れたりすると、さかのぼって保険税を納めていただくこととなりますので、注意が必要です。

— 保険税の額はどのようにして決まるのか

各世帯の保険税の額は次のようなものを基礎として決められます。

▽世帯別平等割額＝各世帯に均一の額

来春の保育園児を募集

申し込みは

十一月二十日まで

町では来春、町立砂郷保育園と岩倉保育園に入る園児を次の要領で募集します。

◆募集の定員

砂郷保育園 百五人

岩倉保育園 五十人

◆入園の資格

入園を希望する家庭が次のいずれかの事情にある場合のみ入園できます。ただし(1)～(5)までの一つに該当する場合

▽資産割額＝当該年度の固定資産税に一定の率を掛けた額

▽被保険者均等割額＝各世帯の被保険者数に応じて一人あたりを計算した額

▽所得割額＝前年分の収入から一定額を控除し、その額に一定の率を掛けた額

— 保険税を滞納するとうなるのか

特別の事情がないのに、保険税の滞納を続けている世帯は「保険証」の返環を求められ、かわりに「被保険者資格

であつても、その家庭の母親以外の人が児童の保育ができる場合は除かれます。

(1)家庭外労働：児童の母親が昼間、家庭外で仕事をする事ができない場合

(2)家庭内労働：児童の母親が昼間、家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をする事が普通なので児童の保育ができない場合(父親がその仕事に従事していて、かつ使用人がいる家庭は除く)

(3)母親のいない家庭：母親の

「証明書」が渡されます。診療を受けるときは、この証明書によって受けることになりませんが、この場合、診療費は全額を自己負担し、あとで国保から七割の額の払い戻しを受けます。

この措置は、滞納している保険税を完納したときか、その額が著しく少なくなったときまで続きます。

したがって、保険税はきちんと決められた期日までに納める必要があります。

— 被保険者資格証明書

なお、保険税を滞納している「被保険者資格証明書」を交付された世帯の中に、老人保健で診療をうけているお年寄りや原爆被爆者その他厚生省令で定める医療で診療を受けている人がいる場合は、それらの人には別の保険証をお渡しします。

死亡、行方不明などの理由により、母親がいない家庭

(4)母親の出産等：母親が出産の前後であつたり、病気になるので、児童の保育ができない場合

(5)病人の看護等：児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、母親がいつもその看護にあつており、児童の保育ができない場合

◆申し込み期限および方法
 入園を希望する人は、十一月二十日(金)までに入園申請書に必要事項を記入して、各地区の民生児童委員へご提出ください。

こんなときには必ず届出を

届出は14日以内に

国保に入るとき	持参するもの
転入してきたとき	印かん、転出証明書
他の健康保険をやめたとき	印かん、社会保険脱退証明書
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子手帳
国保をやめるとき	持参するもの
転出するとき	印かん、保険証
他の健康保険に加入したとき	印かん、両方の保険証
生活保護を受けるとき	印かん、保険証、保護開始通知書
加入者が死亡したとき	印かん、保険証、死亡の証明
そのほか	持参するもの
市区町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
世帯主が変わったとき	印かん、保険証
世帯がわかれたり、いっしょになったとき	印かん、保険証
退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印かん、本人であることを証明するもの(免許証等)
修学のため、子どもが遠方に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書
出かせぎ 長期の旅行	印かん、保険証

現在入園している児童で、来年度も引き続き入園を希望する人も改めて申請書を提出していただくことになっていきます。

申請書は十月十日(土)までに、町から各地区の民生児童委員に配布する予定です。

希望者は十月十日以降に直接お受け取りください。

なお、勤務証明書などの必要書類を添付していただくことがありますので、民生児童委員にご相談ください。

◆入園決定等

入園は提出された申請書で審査をして入園できるかどうかを決定します。また、必要などときには個人面接によって家庭の状況などをお聞きすることがあります。

入園できるかどうかは十二月中旬に直接、申請者に通知します。

◆その他
 入園の基準にあつていても

定員の関係で入園できない場合もでてきますので、ご了承ください。

就学児の健康診断

町教育委員会は、来春小学校へ入学予定のお子さんの健康診断を次のとおり行います。

▽井関小学校区 十一月六日(金) 井関小学校理科室

▽阿知須小学校区 十一月十三日(金) 阿知須小学校講堂

なお、実施通知書は後日お送りします。



心民館だより



町民文化祭 11月1日～3日

町教育委員会は「町民文化祭」を町公民館で十一月一日(日)から三日(火)まで開きます。
ご家族、ご近所おさそい合わせのつえ、ご来場ください。
展示作品を募集
10月24日まで

展示作品の部で自分の作品を展示してみたいと思われ人は十月二十四日(土)までに町教育委員会へ、氏名、作品名、地区名、連絡先をお知らせください。
募集作品は、洋裁、和裁、書道、写真、手芸、造花、木彫、陶芸、ペン字、盆栽、文芸、俳句、俳画、短歌、切り絵、食品

健康相談、おらが町 No.1 コーナーなど

町民健康体力づくりの集い
体育の日にスポーツでさわやかな汗を流してみませんか。
町と町教育委員会では十月十日に「町民健康体力づくりの集い」を勤労者体育センターとセンター前広場で開きます。
内容は健康相談コーナー、おらが町No.1コーナー、スポーツテストコーナー、軽スポーツコーナーです。
おらが町No.1コーナーでは、「スピードガンに挑戦」大声に挑戦などのほか、いろいろなゲームを用意しています。

文化刺しゅう、紙人形等何でも結構ですので、ご提出ください。
なお、作品の搬入は十月三十日(金)にお願いします。

「刑事物語Ⅲ」など上映 3日に「文化の日映画会」

町民文化祭の期間中の十一月三日(祝)に「文化の日映画会」を町公民館三階大講堂で次のとおり開きます。
▽午前部(十時～)「オズの魔

時間は午前十時から午後三時まで。(雨天の場合は正午から午後四時まで)
老若男女、どなたでも参加できます。お気軽に参加ください。

スポーツ少年団運動会

町教育委員会と町スポーツ少年団本部では、十月十日午前八時半から、阿小グラウンド(雨天、勤労者体育センター)でスポーツ少年団運動会を開きます。
町内のスポーツ少年団六団体が、秋空の下で力いっぱい競技をくりひろげます。

野外スポーツ山登り教室

町教育委員会では、十月二十四日・二十五日の二日間、山登

法使い「がんばれサッカース」
▽午後部(一時～)「刑事物語Ⅲ 潮騒の詩」
▽その他 入場料は無料

期間中、文化を高める会が「芸術祭」

阿知須の文化を高める会では町民文化祭にあわせて「芸術祭」を町公民館で開催します。期間は十一月一日から三日まで。内容は、芸能大会、展示(菊花・盆栽・生花・書道)と囲碁大会です。

- ◎展示部門…期間中
- ◎芸能大会…十一月一日(日) 十二時五十分開会
- ◎囲碁大会…期日未定

り教室を開催します。場所は、阿蘇国立公園内の久住山です。(雨天決行)
申し込みは十月十七日(土)まで、定員八十人になり次第締切ります。申し込みはお早目に。くわしくは、各戸へ配付されますパンフレットをご覧ください。

◇各種大会の成績◇

- ▽町長杯少年野球大会(9/6 町スポーツ少年団本部主催)
- ①新川チーム ②厚南チーム
- ③鶴の島、常盤チーム
- ▽近郷パドミントン大会(9/20、町体協主催)
- (優勝のみ、敬称略)
- 男子 B級：吹上・福永組 C

ペニシリ
スポーツ①
シリーズ

少林寺拳法 辻野 純 夫



少林寺拳法とは、中国に源を発し、戦後、宗道匠師家によって我が国に普及された自己確立のための行です。

開祖、宗道匠師家は、昭和の初めに中国へ渡り、旧日本軍の特務機関に従事していました。その仕事の関係で拳法の達人、陳良老師と出会い中国各地を歩き、各地の拳法の達人にめぐりあい拳法を学びました。

その後宗道匠師家は、陳老師の師である北少林義和門拳第二十代の師父文太宗老師から、昭和十一年十一月嵩山少林寺において第二十一代の法脈継承者として認められたのです。
昭和二十年、敵地における敗戦という極限状況の生活の中で「人、人、人すべては人の質にある」ことを痛感し、帰国しました。ところが、祖国日本は、道義心も愛国心も失い、生きる理想まで失った若者があふれていました。そこで宗道匠師家は、明日の日本を背負う青少年に、自信と勇気と行動力を与えるため、自ら中国で学んだ拳法を、整理、再編成し少林寺拳法を開創したのです。
▼私たちは部員二十二人で毎週火・木・土の週三回が練習日です。会費は三千円ほどなたでも入会することができます。
連絡先 辻野純夫 〇二三三六

- 級：中川・倉永組、初心者級：上村・本永組
- 女子 B級：広田・渡辺組、C級：森・伊藤組、初心者級：国本・上田組
- ▽町内球技大会(9/27、町体協主催)
- 総合順位
- ①飛沖チーム ②砂郷チーム
- ③赤浜チーム
- 各種目別成績
- 一般バレーボールの部
- ①飛沖チーム ②砂郷チーム
- ③鴨生原、赤浜チーム
- 婦人バレーボールの部
- ①小古郷チーム ②鴨生原チーム
- 卓球の部
- ①赤浜チーム ②引野チーム
- ③鴨生原、小古郷チーム
- インディアカの部
- 男子 ①岩倉チーム ②東条チーム ③縄田、飛沖チーム
- 女子 ①飛沖チーム ②砂郷チーム ③鴨生原、小古郷チーム
- ゲートボールの部
- ①中村チーム ②赤浜チーム ③玉川B、砂郷Cチーム



「ふれあい広場」はみなさんのページです。町政への提言や身近な話題、絵画、写真など町企画課(有線二一四四)へお寄せください。



10月下旬に米を献上

芥川 貞 一さん(左)

引野

五穀豊穡の感謝と農業振興を祈願する新嘗祭。宮中で行われるこの行事のために、今年、皇室に米を献上することになった人。

十月八日に「抜穂式(稲刈り)」を迎えられますが、六月の「お田植式」以来、大変な苦勞をされたのでは

「伝統がある重要な行事への参加」ということで、大変名譽なことでありますが、約半年間は「やり遂げなければ」という責任感で一杯でした。不安も絶えずつき

短歌

平海 アサノ
若き日旅の思い出なつかしく北の舞鶴雪の新湯

藤重 アヤ子
少年のままに逝きたる孫思ふ其の同級生に会いし今宵は

松尾 君代
一人娘吾益は訪づぬる里のなき刻の昼寝目覚めて愛し

師井 泰枝
テレビ消し長月の雨聞きながら遠き吾が過去ふり返りゐる

正司 ウメノ
白萩の雪見燈籠に枝垂れて花はろほると散るは清しき

松重 三次



まといましたが、県、町、農協、地元のみならず、温かい援助に励まされて、目的が達成できそうです。稲は、私がかをこめて育てあげました。

九月末に台風が接近したとき「日曜日でしたが、テレビなどでこちらに接近しそうだという

むなしきは原爆の碑よやすらかにねむりたまへの文字はあれどもあかつきをよろこび待ち待て紅くもゆもみじ葵の花ひらく時

古谷 トヨ
波形に砂寄りてゐる干拓の台風過ぎし道歩みを取り

木原 百合雄
本山の弥陀の御前に頷きてお朝じ勤め引きしまる気持

藤重 幾代
人が来て居るのかと暫々覗き見つ風にひねもす竹打ち合へり

中本 幸枝
孫を叱りし夏の休みも終りたり一人の昼餉何かむなしき

砂村 ヤス子
なれて来し二羽の白チャボこの

ことで、稲が倒れては大変だと思いました。県や町、農協の職員が休日にもかかわらず、駆けつけてくださって、風よけの網を張って献穀田を守ることで済みました。本当にうれしかったですよ。

山口農高などの教諭をされていましたが、献穀田の稲はよくできていますと評判ですね。「ヤマホウシ」という品種の良い苗を、機械でなく、手で植えましたからね。妻と二人で毎日、田に出て成長を見守ってききましたが、県知事さん、県農林部長さんなど来賓のみならずが植えられた稲はスクスクと伸び、他の稲と比べても格段の相違がありました。これは一本、一本選りすぐった苗と上手に植えられたためです。

本町では昭和三十八年の粟頃は素直に入るとり小屋の中

三月のお茶の時にはお元氣にお世話いただき今は亡き婦長

古谷 ハナコ
外出日初めて友を訪ぬれば庭の白萩われを迎えり

村田 ウメノ
ご詠歌もひときわ胸にひびきつ合す両手に地蔵のお慈悲

田頭 フテ
秋の虫つくつく法師の声きけば季節の変わりを知る虫かと思ふ

吉村 米一
のど自慢声ほど顔は若くなしたのしみありて命長らく

桜井 文字
切り治すミシンのベルトすみやかに縫ひつぐ程に踏も馴れたり

文子

(故中尾定雄さん)以来十四年ぶりとなる米の献上(一・八リットル)は、十月下旬に行われる予定。

森重悟さんら交通安全優良で表彰

このほど小郡警察署で管内の

交通安全優良者の表彰がありました。本町関係分は次のとおり。(敬称略)
◆県表彰▽優良安全運転管理者者 森重悟(杖川)
◆地区表彰▽交通安全優良運転者 谷原孝(浜) 浜野泰宏(砂二) 井本豊幸(岡)

S L “貴婦人”の模型が阿小に寄贈



故川野正人さんの甥の川野猛さん(砂二、写書左)からS Lの模型を受ける常田校長

このほど阿知須小学校にS L・C 5 7 1の模型の寄贈がありました。

これは今年、下関市で九十二歳で亡くなられた故川野正人さんの「母校の子どもたちに見せて欲しい」という遺言と遺族の篤志によるもの。川野さんは本町砂郷出身で、阿小を卒業後、国鉄に入られ「お召列車」を三度も運転した経歴を持つ名運転士。汽車から電車へと電化が進むなかで、子どもたちへ残すも

のをと「貴婦人」の愛称で呼ばれているC 5 7 1の模型を同僚と特別注文。
日本にも数点しかない精密模型で、スイッチを押すと車輪が回り、警笛が鳴り、ライトがつかます。
阿小の常田泰雄校長は「子どもたちの目にふれる場所に飾り、本校の卒業生が立派な功績を残してこられたことを教えていきたい」と話しておられます。

おし らせ



行政相談所を開設

15日、町公民館で

十月十一日から十七日まで
は「行政相談週間」です。

これは行政に対するみなさんの
苦情や要望・意見をお聞きして、
行政が公正で民主的に行われるよう
に「行政相談制度」が設けられてい
ることを広く知っていただくための
週間です。

町では期間中の十五日(木)に
相談所を次のとおり開きます。
ぜひ、ご利用ください。
▽時間 午前10時～午後3時
▽会場 町公民館

善意は ここに

〈町社会福祉協議会〉

◇香典返し▽福嶋博さん(井
関)は父栄治さんの▽金満富
士雄さん(砂三)は母美津枝
さんの▽吉村邦昭さん(西条)
は母文子さんの
◇篤志▽匿名(106回)▽縄村

▽相談の受け付け 橋本正夫
行政相談委員(砂二、三三六
六四)山口行政監察事務所(山
口市中原六一十六、山口
②二一〇三)の職員。

なお、期間中に限らず相談
はいつでも受け付けています。

口頭、電話、手紙など相談方
法はなんでもかまいません。
もちろん無料です。お気軽
にご相談ください。

骨塔納付

お参りは時間内に
朝8時半から
夕方5時まで

町立合同納骨塔(岡山)の
開閉時間を十月一日から次の
通りです。

正教さん(築地)は退院祝に
▽森尾良男さん(沖ノ原)は
在宅福祉に

よか
なしみ
(届出順)

出生(おすこやかに)
親の名 続柄子の名 月日 住所
石田育男 長男 和也 8・21 岩西前

とおりに定めました。

管理人を町内の人にお願
いしていますが、時間を定め
ての勤務です。お参りは時間
内をお願いします。

▽普通の日 午前八時半～
午後五時まで
(土曜、日曜、祭日とも
この時間です)

▽彼岸 午前六時～午後六時
▽お盆(8月5日～18日)
午前六時～午後七時

山陰・山陽むら おこし物産展

10月17日～19日、山口市で

中国五県の商工会連合会が
主催する「山陰・山陽むらお
こし物産展」が十月十七日か
ら十九日までの三日間、山口
市の県体育館で開かれます。

中国地方の伝統をもつ特産
品や、むらおこし事業で新た
に商品化された特産品を大集
合させて展示・即売するもの
です。主催者は多数の来場を
呼びかけています。

会場では各地の郷土芸能の
競演、郷土料理コーナー、そ
の他多彩な催しも予定されて
います。また、十七日午後一
時から山口県教育会館(山口
市大手町二)では「むらおこ
し事業成果発表会」も開
かれます。

この物産展に寄せて一般か
ら募集した標語の最優秀賞は
「まごころが おりなす山陰
・山陽 四季の味」

あなたの周りに
こんな人はいませんか

全国各地で数多くの「ゲリ
ラ事件」を起こしている過激
派集団は、常日頃は善良な市
民を装い、それを隠れミノに
して平然とみなさんのそばに
住んでいます。

ちょっと注意してもらっ
て、不自然な行動などをとる
人を見かけたら、小郡警察署
(☎小郡②二一一)または
阿知須派出所へ連絡を。

次のことに注意してくださ
い。

- 玄関口を家具などで狭くし
たり、いつもカーテンを閉め
たりして室内をのぞかれない
ようにしている。
- 訪問者がノックやブザーで
合図したり、出入りのとき必
要以上に周囲を警戒したりす
る
- 室内で物を改造する金属音
がしたり、化学薬品の臭いが
する

町民カレンダー 10月

(役場...役場
公民館...公民館
体育センター...体育センター)

13	健康相談(役、前9時半) 育児相談(役、後1時半)
14	実力テスト(阿中三年)
15	交通事故相談、心配ごと相談、行政相談(公、前10時)
16	たんれん遠足(井小)
17	郡科学作品展(阿小、19日まで)
18	岡山霊園二十周年大慰霊祭
19	社会見学、遠足(阿小)
20	
21	参観日(阿小)
22	参観日(阿小)
23	中間テスト(阿中、24日まで)
24	ふるさと学習(井小) 野外スポーツ山登り教室(25日まで)
25	
26	
27	
28	参観日(阿中)
29	
30	
31	

人の動き
住民登録 (昭和62年9月30日現在) 人口... 8,298人 (男...3,859人) (女...4,439人) 世帯... 2,276 昭和60年国勢調査 (人口...8,407人) (世帯...2,334)
9月の動き
出生... 6人 死亡... 1人 転入... 19人 転出... 12人

メ	12月11日 吉厚美商工 会共同、邱永漢講演会 (商工会、後2時～4 時)
モ	町民税 国民健康保険税